

ASEANにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9輸出入規制・関税・通関規制	JEITA 日機輸	(1)	原産地証明書発給遅れの問題	<p>・ASEAN 域内では、船足が短いため、ATIGA の原産地証明書 Form D が間に合わないことがある。</p> <p>(対応)</p> <p>・ASEAN 連結性マスタープラン(MPAC)において、制度的連結性強化をはかるべく、原産地規則については、2012 年までに原産地証明の電子的な処理を含む手続き円滑化を行うこと、2015 年までに国内手続きの調整を行うことが示されている。</p> <p>・2016 年 12 月 2 日、マレーシア財務省は、電子申請による ATIGA 原産地証明書のオンライン発給システムを実施した。</p> <p>・2017 年 11 月 9 日、シンガポール税関は、ATIGA に基づく原産地証明書について、インドネシア、マレーシア、ベトナムとの電子的交換のための ASEAN シングルウィンドウの本番稼働を 2018 年 1 月 1 日より開始する旨を発表した。</p> <p>・ATIGA に基づく先進 ASEAN 諸国における関税撤廃(2010 年 1 月 1 日)に続き、後発 ASEAN 諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)でも 2018 年 1 月 1 日に関税が原則撤廃された。</p>	<p>・出荷国で、船積み前の Form D の発給を認めて欲しい。</p>	<p>・ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)</p>
	日機輸	(2)	ATIGA 自己証明制度の遅延	<p>・自己証明制度の手続きが遅い。</p>	<p>・全ての ASEAN 加盟国が自己完結できる自己認証制度の導入。</p>	
	日機輸 日機輸	(3)	e-Atiga 運用体制の不備	<p>・e-Atiga が導入されている国がシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナムに限られている。</p>	<p>・全ての ASEAN 加盟国の早急な運用体制の確立。</p> <p>・早期の全ての ASEAN 加盟国への導入。</p>	
	日機輸	(4)	ATIGA 原産地証明書フォーム D の署名要件の煩雑	<p>・輸入者から輸入国の通産省からフォーム D の署名者の確認が必要と言われた場合、輸入者から中継会社を経由して、さらに輸出者から生産者まで遡って発給機関に確認してもらう必要があり、作業が煩雑で時間がかかる。</p>	<p>・FTA 活用時の運用ルールを、物流会社の署名は不要で統一してほしい。</p>	<p>・ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)</p>
	日機輸	(5)	未再加工証明取得の煩雑さ	<p>・中国 ASEAN 自由貿易協定(ACFTA)に基づいて中国産品を輸出する際に、香港経由で中継輸送(港、空港を経由のみ)する場合に中国検閲(香港)有限公司が発行した「未再加工証明」が必要となり、証明書取得の費用と時間を削減するために、香港経由以外の輸送ルートを使わざるを得ないケースがあり、輸送リードタイム、ロジコストでデメリット。</p>	<p>・船荷証券もしくは航空運送状の内容で明らかにトランジットだけ(=未再加工)とわかるケースは、「未加工証明」を免除してほしい。</p>	<p>・中華人民共和国税関輸出入貨物優遇原産地管理規定(中国税関総署 2009 年第 181 号令、2009 年 3 月 1 日施行)</p> <p>・中国-ASEAN 全面経済協力枠組協議貨物貿易協定</p> <p>・第三地域中継輸入貨物の未再加工証明の提出検査に関する公告(税関総署 2003 年第 78 号、2003 年 12 月 29 日施行)</p>
	日機輸	(6)	政府指定製品の輸入手続きの国別相違	<p>・各国政府に指定された部材・化学製品などが今後個別の国の法令により輸入手続きが異なることが懸念される。</p> <p>(改善)</p> <p>・2014 年 4 月 28 日、経済産業省は、AMEICC(日 ASEAN 経済産業協力委員会)の枠組みを活用して、ASEAN 各国と日 ASEAN 化学物質管理データベースを構築し、NITE(ナイト)[独立行政法人製品評価技術基盤機構]にて本格運用を開始した。本データベースには化学物質の各国規制情報や有害性情報のほか GHS 分類結果や参考 SDS 等が記載されており、これらの情報を無料で入手することができる。</p>	<p>・アジア太平洋諸国に共通のプラットフォームを通じ、すぐに利用できる情報の作成及びレビューを行うこと。</p>	<p>・Nil</p>

*経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14 税制	日機輸	(1)	役務提供に関する租税条約上の取扱い	・海外に IT システムを納入する場合： －日本の技術者からの役務提供、 －現地技術者の役務を調達して、現地にて提供する場合の取り扱い、 について、各国との租税条約等をどこまで考慮すべきかが分からない。	・正しい情報提供をしてもらいたい。	
	日機輸	(2)	IT 製品の現地購入に関する税務上の取扱い	・IT 製品の場合、間接輸出が難しく、現地購入が原則である。	・システム導入責任者として、日本から現地機器の調達をする場合の税法や輸出関連のガイドラインが欲しい。	
17 知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	特許審査の遅延・恣意性	・ASEAN 各国における法整備は進んでいる状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。	・特許審査ハイウェイや ASEAN 特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。	
				(対応) ・2014年6月30日－7月3日、ASEAN 知的財産協力作業部会(AWGIPC)第44回会合開催し、「ASEAN 知財行動計画 2011-15」の戦略的目標の下での各イニシアティブについて地域ごとの進捗状況を見直した。 ASEAN 知財行動計画 2011-15 の5つの戦略的目標： (1) バランスの取れた知財制度の確立、 (2) 各国、地域の法的・政策的な基盤整備による加盟国の国際的な知財制度への参画、 (3) 知財の創造・活用・啓蒙・技術移転の推進、 (4) 国際知財コミュニティへの積極的な参加、 (5) ASEAN 知財当局の人的・組織的能力向上を図るための加盟国間での協力、連携関係の強化 ・2014年2月27日、ASEAN と EU、特許分野における相互協力の枠組みを確立。 (改善) ・日本特許庁は、「修正実体審査制度」や「外国審査結果に基づく早期審査」など、外国特許審査結果を利用することにより、アセアンにおいて迅速かつ的確な特許取得を図ることが可能となる制度・運用サービスである『PRUS: Patent examination Result Utilization Scheme (「特許審査結果利用スキーム」)をウェブサイトで提供している。		
	JEITA 日機輸	(2)	知的財産権関連情報データベースの未整備	・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	
	自動部品	(3)	第三者による商標出願	・中国以外の ASEAN 諸国でも第三者による商標出願が行われており、現地での製造、販売に支障をきたす事例が出始めている。経済産業省のご努力により、中国の悪意のある商標登録申請に対し厳正な審査が開始されている模様。	・登録後の無効審判制度における登録取消制度の拡充。 ・他国で著名な商標の登録防止対策、審査段階での他国著名商標の調査。 ・中国での厳正な審査継続。	・各国商標法
23 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	ASEAN 域内での規則の不統一	・規制が国毎にまちまちで対応に工数がかかる。ASEAN 地域内で制度の統一を図って欲しい。	・ASEAN の地域統合のメリットを生かすためにも諸制度の統一を図って頂きたい。	

※経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。